

<4月号>

# 管理組合だより

URL <https://taishojutaku.x0.com>

令和3年4月4日発行

大正住宅管理組合  
045-851-3107

## 1. 管理組合通常総会のお知らせ

令和3年度通常総会を次の通り開催致しますので、お知らせ致します。

詳細は、5月中旬に配布予定の議案書をご覧くださいようお願い致します。

1)日時：5月23日(日) 13:30~15:30

2)場所：収納庫東ホール

3)議案：総会議案書記載の通り

令和3年度の通常総会は、新型コロナウイルスの感染過にあるため感染防止を念頭に、開催に当たっては諸条件を加味して会場設営を行います。次年度の管理組合運営が円滑に実施できますよう準備を進めますのでご理解下さいようお願い致します。

そこで、総会には出席を控えて頂き、必要人数で総会を進行したいと思っておりますので、会員皆様には、期日までに「議決権行使書」をご提出頂きますようお願い致します。なお、議案項目に関する不明点は「質問書」に記載の上ご提出ください。

(お願い)

- (1)会場内は人と人の間隔を開けて椅子を置きますので、許容スペースが狭くなり、密集する場所を避けるため参加人数を制限(20名)させていただきます。
- (2)基本的に参加頂くのは、令和2年度理事、次年度理事候補者、議長を想定しています。
- (3)総会の開催に当たり、必ず「議決権行使書」又は「委任状」を期日までに提出下さい。
- (4)議案項目に関する質問内容は、議案書同封の「質問書」に記載の上期日までに提出下さい。
- (5)通常総会の結果は「管理組合だより」6月号に記載しお知らせします。

## 2. 駐輪場(自転車)利用料金振込のお願い

令和3年度(4月~3月)の駐輪場利用料金を4月30日までに下記の要領で振り込み頂きますようお願い致します。なお、振込手数料として110円掛かりますのでお含み置き下さい。

1.対象自転車は、大人用・子供用(補助輪無し同額) 年間1台 1000円 です。

2.振込先 口座名 かながわ信用金庫原宿支店 大正住宅管理組合  
口座番号 普通 1006913

【振込人の前に号棟番号をご記入下さい。(例)1-1-101 タイショウ タロウ】

なお、自転車に貼ったシールが剥がれた場合は、管理事務所で再発行いたします。

## 3. 自転車損害賠償責任保険等の加入が義務化

自転車対歩行者の交通事故の増加や重大事故の発生等から、自転車の安全で適正な利用と自転車損害賠償責任保険等の加入義務を柱とした「県条例」が施行され、令和元年10月1日から自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されています。自転車利用者、未成年者の保護者にも加入が義務付けられています。未加入の方は、自動車保険、傷害保険、火災保険などの個人賠償特約など保険会社に確認し、補償がない場合は別途加入が必要となります。

#### 4. 管理組合ホームページの活用について

管理組合ホームページは、令和元年7月から運用を始め、当初計画した[建物・立地生活環境に関する情報として、①大正住宅の概要②団地マップ③入居案内④お役立ち周辺情報などを発信しています。

[管理組合に関する情報]は、管理組合だよりを毎月発信しています。

情報内容についてご意見がありましたらサイトのお問合せコーナーから送信下さい。

ウェブサイト URL <https://taishojutaku.x0.com>

外部者が閲覧できないページがあります。次の項目を入力して利用下さい。

組合員 ユーザー名 ○○○○ パスワード ○○○○

#### 5. ペットの飼育について（大正ペットクラブ・飼育規則）

大正住宅管理組合規約40条による「共同生活の秩序維持に関する細則」（平成27年5月24日改定）に基づき「小鳥及び魚類（小魚）以外の動物を飼育すること」を禁止しています。ただし、改定以前から飼育している小型の犬・猫等のペットについては例外として「一代限り」の飼育を認めています。その飼育者の責任と良好な住環境を守るために「大正ペットクラブ」を結成して「ペット飼育に関する規則」（平成28年9月1日施行）に基づき飼育方法等の指導を行っています。同規則を再度確認して下さい。

**ペット飼育に関する規則**（紙面の関係上、条文の割愛及び要約をしています。ご了承下さい。）

（規則の目的）

- ① 制定の範囲は、平成27年5月以前から現ペットを飼育し、大正ペットクラブに入会している者。
- ② 飼育している小型犬・猫を対象に「一代限り」の暫定的な猶予を特別に与えること。

（飼育者の義務・基本事項）

- ① ペットは、専有部分のみで飼育し、バルコニー等に出さないこと。
- ② ペットの異常な鳴き声や糞尿等から発生する悪臭によって、他の居住者等に迷惑を掛けないこと。
- ③ ペットに起因する車輛等の汚損又は人的等に傷害を発生させた場合は、飼育者が全責任を負うこと。
- ④ 地震・火災等の非常災害時には、ペットが他の居住者等に危害を及ぼさない様細心の注意を払うこと。
- ⑤ 長期外出時には専有部分とはいえ、ペットを居室内に残して置かないこと。
- ⑥ その他、避妊、去勢等、特異な習性等の管理は、ペットクラブでの注意を必ず守ること。

（飼育者に対する指導・禁止等）

- ① 飼育者が規則に違反し、他居住者等に迷惑、危害を与えた場合は、誓約書内容を適用すること。
- ② ペットクラブの指導・勧告でも解決しない場合は、承認を取り消し、飼育禁止の警告処置を取ること。
- ③ 承認を取り消された飼育者は、団地外居住者等の飼い主を探すなど、速やかに適切な処置を取ること。
- ④ 前項を無視し改善の態度が無い場合は、規約等に基づき処置を取ることができること。

（ペットクラブ申請手続き）

- ① 規定するペットの飼育者は、「大正ペットクラブ」に必要事項を記入し届け出なければならない。
- ② 手続きにより「登録証」を受理し、これを飼育者と大正ペットクラブ間の誓約書とする。
- ③ 規定に基づくペットの飼育可能な期間は、一代限りとする。
- ④ 死亡の場合は、ペットクラブに連絡し、適切な取り扱いをすること。
- ⑤ 規定に違反する動物を新たに飼育することは「禁止」する。

#### 6. 作業所の4月度作業予定

- 1) 豚草、カラスのエンドウ除去
- 2) 除草剤散布
- 3) 第一回 芝・草刈
- 5) 椿 刈込
- 6) 随時作業